



# 山形県公報

平成22年6月25日(金)

号 外 (31)

## 目 次

### 条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 4  
 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... ( 同 ) ... 同  
 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例..... ( 同 ) ... 同  
 山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 5  
 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例..... ( 同 ) ... 10  
 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例... (地域医療対策課) ... 同

### この号で公布された条例のあらまし

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (県条例第25号) (人事課)

雇用保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第26号) (人事課)

警察職員の特殊勤務手当のうち警衛警護作業手当の額を改定することとした。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第27号) (人事課)

1 育児休業をすることができない職員等から、育児休業により養育しようとする子について、配偶者が地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「法」という。)その他の法律により育児休業をしている職員等及び職員等が育児休業により養育しようとする子を当該職員等以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員等を除くこととした。

(第2条及び第5条関係)

2 再度の育児休業をすることができる最初の育児休業をする期間を、子の出生の日から57日間とすることとした。(第2条の2関係)

3 育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た職員等が、当該請求に係る育児休業の終了後、3月以上の期間を経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとした。(第3条関係)

4 育児短時間勤務をすることができない職員等から、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員等及び職員等が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員等以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員等を除くこととした。(第10条及び第14条関係)

5 育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た職員等が、当該請求に係る育児短時間勤務の終

了後、3月以上の期間を経過した場合に、再度の育児短時間勤務をすることができることとした。(第11条関係)

6 部分休業をすることができない職員等から、部分休業により養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員等及び職員等が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員等以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員等を除くこととした。(第32条関係)

7 この条例は、平成22年6月30日から施行することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第28号) (税政課)

#### 1 県民税

(1) 調整控除について、扶養控除に係る改正に伴う所要の措置を講ずることとした。(第34条の2関係)

(2) 平成23年1月1日から、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとした。(第38条の3及び第38条の4関係)

(3) 租税特別措置法の一部改正に伴う所要の措置を講ずることとした。(附則第5条の4第1項関係)

(4) 平成25年度から、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした。(附則第12条の7関係)

(5) 清算所得の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。(附則第13条関係)

#### 2 事業税

清算所得に対する所得割の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。(第52条、第54条第1項及び第3項並びに附則第13条の3関係)

#### 3 県たばこ税

(1) 県たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき430円引き上げることとした。(第86条関係)

(2) 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき205円引き上げることとした。(附則第15条の2関係)

(3) 平成22年10月1日以前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。(改正条例附則第9項～第12項関係)

4 この条例は、平成22年10月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(1) 1の(2)の改正 平成23年1月1日

(2) 1の(3)の改正 平成23年4月1日

(3) 1の(1)の改正 平成24年1月1日

(4) 1の(4)の改正 平成25年1月1日

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例 (県条例第29号) (税政課)

1 過疎地域内における事業税及び不動産取得税の課税免除の対象となる業種のうちソフトウェア業を廃止し、情報通信技術利用事業を追加することとした。(第1条及び第4条関係)

2 過疎地域内における事業税の課税免除の適用期間を延長することとした。(第2条関係)

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第30号) (地域医療対策課)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、当分の間、基金は、後期高齢者医療に係る保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に要する経費に充てる場合には、処

分することができることとした。

---

## 条 例

---

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第8項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第11項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「総務部危機管理室食品安全対策課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全対策課」に改める。

第6条の5第1項中「文化環境部環境企画課」を「生活環境部水大気環境課」に改める。

第6条の6第1項第1号中「商工労働観光部産業政策課、農林水産部農村計画課」を「商工観光部産業政策課、農林水産部農村整備課」に改め、同項第2号中「総務部危機管理室総合防災課、農林水産部農村計画課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課、農林水産部農村整備課」に、「土木部、出納局工事検査課」を「県土整備部、会計局工事検査課」に改める。

第12条第1項中「土木部」を「県土整備部」に、「農林水産部農村計画課」を「農林水産部農村整備課」に改める。

第12条の2第1項中「文化環境部環境企画課」を「生活環境部水大気環境課」に、「土木部、出納局工事検査課」を「県土整備部、会計局工事検査課」に、「産業技術短期大学校並びに体育館」を「並びに産業技術短期大学校」に改める。

第13条第1項中「総務部危機管理室総合防災課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」に、「土木部」を「県土整備部」に改める。

第14条第2項の表第15号中「640円」を「640円（人事委員会規則で定める警衛に従事した場合にあつては1,150円）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の2 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員等の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が」を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該」を「を経過したこと（当該育児休業をした」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員等について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする事となつたこと」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「の承認」を「（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員等の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が」を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該」を「を経過したこと（当該育児短時間勤務をした」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第32条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第3条第4号又は第11条第5号の規定により申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の第3条第4号又は第11条第5号の規定により申し出た計画とみなす。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項中「第53条第24項」を「第53条第19項」に改める。

第34条の2第1号イの表を次のように改める。

(イ) 法第23条第1項第9号に規定する障害者（以下この号において「障害者」という。）である所得割の納税義務者又は障	a bに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき1万円 b 当該障害者が法第34条第1項第6号に
--	--

<p>害者である同項第7号に規定する控除対象配偶者（以下この号において「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第8号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）（法第34条第4項に規定する同居特別障害者（以下この号において「同居特別障害者」という。）である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p>	<p>規定する特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき10万円</p>
<p>(ロ) 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者</p>	<p>当該同居特別障害者1人につき22万円</p>
<p>(ハ) 法第23条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫である所得割の納税義務者（(ニ)に掲げる者を除く。）</p>	<p>1万円</p>
<p>(ニ) 法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の同項第13号に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）が500万円以下である所得割の納税義務者</p>	<p>5万円</p>
<p>(ホ) 勤労学生である所得割の納税義務者</p>	<p>1万円</p>
<p>(ハ) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者</p>	<p>a bに掲げる場合以外の場合 5万円 b 当該控除対象配偶者が法第34条第1項第10号に規定する老人控除対象配偶者である場合 10万円</p>
<p>(ト) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）</p>	<p>a bに掲げる場合以外の場合 5万円 b 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 3万円</p>
<p>(フ) 法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族（同条第5項に規定する同居直系尊属である同条第1項第11号に規</p>	<p>a b及びcに掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族1人につき5万円 b 当該控除対象扶養親族が法第34条第1</p>

<p>定する老人扶養親族（以下この号において「老人扶養親族」という。）を除く。以下この号において「控除対象扶養親族」という。）を有する所得割の納税義務者</p>	<p>項第11号に規定する特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族1人につき18万円                  c 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき10万円</p>
<p>(り) 法第34条第5項に規定する同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者</p>	<p>当該老人扶養親族1人につき13万円</p>

第38条の2の次に次の2条を加える。

（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第38条の3 法第45条の3の2第1項に規定する給与所得者（以下この条において「給与所得者」という。）のうち法第317条の3の2第1項の規定による市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の3の2第1項の規定による扶養親族に関する申告書を、同項に規定する給与支払者（以下この条において「給与支払者」という。）を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、法第317条の3の2第2項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて法第45条の3の2第2項の規定による扶養親族の異動に関する申告書を、給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第38条の4 法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等受給者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）のうち法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の3の3第1項の規定による扶養親族に関する申告書を、同項に規定する公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に前項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

第45条第1項中「第5項、第24項」を「第19項」に、「第28項」を「第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第53条第27項」を「第53条第22項」に改める。

第48条の11中「第53条第31項」を「第53条第26項」に、「同条第45項」を「同条第40項」に、「同条第46項」を「同条第41項」に改める。

第52条第1項第1号八中「及び清算所得」を削り、同条第2項中「、清算所得」を削る。

第54条第1項第1号八中「又は清算所得」を削り、同八の表中「及び清算所得」を削り、同項第2号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第3号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第3項第1号八、第2号及び第3号中「及び清算所得」を削る。

第86条中「1,074円」を「1,504円」に改める。

附則第3条の2の2第2項を削る。

附則第5条の4第1項第2号八中「及び」を「（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び」に、「第10条の6」を「第10条の7」に改める。

附則第12条の3第2項中「株式等」を「株式等(附則第12条の7において「株式等」という。)」に改める。

附則第12条の7を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第12条の7 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第12条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

附則第13条中「及び同期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第13条の2第2項中「第2号」を「第3号」に改める。

附則第13条の3第1項中「及び清算所得」を削り、同条第2項中「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

附則第15条の2中「511円」を「716円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第38条の2の次に2条を加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 平成23年1月1日
- (2) 附則第5条の4第1項第2号八の改正規定 平成23年4月1日
- (3) 第34条の2の改正規定及び次項の規定 平成24年1月1日
- (4) 附則第12条の3第2項及び第12条の7の改正規定並びに附則第5項の規定 平成25年1月1日

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の山形県県税条例(以下「新条例」という。)第34条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成23年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。



- 3 新条例第38条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第38条の4の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例附則第12条の3第2項及び第12条の7の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 6 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前の解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
（事業税に関する経過措置）
- 7 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。  
（県たばこ税に関する経過措置）
- 8 施行日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 9 施行日前に山形県県税条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
  - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき430円
  - (2) 新条例附則第15条の2に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円
- 10 前項に規定する者は、施行日から起算して1月以内に、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号。以下「改正法」という。）附則第6条第3項に規定するところにより同項に規定する申告書を知事に提出しなければならない。
- 11 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 12 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第9項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第86条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第86条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第6条第7項に規定する書類を添付しなけ

ればならない。

---

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例(平成12年7月県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ソフトウェア業」を「同法第30条に規定する情報通信技術利用事業(以下「情報通信技術利用事業」という。)」に改める。

第2条第1号中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

第4条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の規定は、平成22年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

---

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年3月県条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、第7条の規定にかかわらず、基金は、法附則第14条の2に規定する事業に要する経費に充てる場合には、処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。